

文部科学省の競争的資金(科研費等)に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン
(平成26年8月文部科学大臣決定)に対応する規程の整備について
平成28年度第2回評議員会(平成29年3月28日)報告
平成28年度第2回理事会(平成29年2月9日)案審議

公益財団法人電磁応用研究所における研究活動の不正行為に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人電磁応用研究所(以下「この法人」という。)において研究活動上の不正行為事案が生じた場合の取り扱いに関し、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月文部科学大臣決定)に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「役職員等」とは、この法人の役員、職員、研究員等で、この法人において研究活動を行うすべてのものをいう。

2 この規程において「研究員」とは、この法人の定款第38条及び研究会規定に定められたもので、この法人において研究活動を行うものをいう。

3 この規程において「担当理事」とは、この法人の定款第37条で定められた、前項の研究員で構成される研究会の取りまとめ執行する理事をいう。

4 この規程において「研究活動上の不正行為」とは、この法人の役職員等が研究活動を行う場合における次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意または役職員等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものに限る。

(1) 捏造 データ、研究結果等を偽造して、これを記録し、又は研究の報告若しくは論文等に利用すること

(2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、これにより変更・変造したデータ、結果等を用いて研究の報告、論文等を作成し、又は発表をすること。

(3) 盗用 他人のアイデア、分析・解析方法、研究結果、論文又は用語を当該他人の了解を得ず、又は適切な表示をせずに使用すること。

(統括責任者)

第3条 この法人における公正な研究活動の推進等に関しては、この法人のコンプライアンス規程第4条に定めるコンプライアンス統括責任者(以下「統括責任者」という。)が統括し、研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合には、関係の理事等と連携して厳正かつ適切に対応する。

(役職員等の責務)

第4条 役職員等は、高い倫理性及び自己規律を保持し、公正な研究活動を行わなければならない。

2 役職員等はこの規程及びこの規程に基づくコンプライアンス委員会の指導等に従うとともに、第11条及び第14条に定める調査に協力しなければならない。

(研究データの保存等)

第5条 研究員は、適当な保存方法により、一定期間研究データを保存し、必要に応じて当該研究データを開示しなければならない。

2 研究データの保存、開示等に関し必要な事項は、担当理事が定める。

(告発等の受付窓口)

第6条 この法人における研究活動上の不正行為に関する告発及び告発に関する相談（告発までに至らない段階の相談をいう。以下「告発等」という。）に対応するため、コンプライアンス委員会に受付窓口を置く。

2 受付窓口の役職員等は、告発等に関し自己と利害関係を有する事案に関与してはならない。

3 受付窓口の役職員等は、告発を受ける際は、当該告発等の内容について、受付窓口の担当役職員以外が見分できないよう、告発等を行った者の秘密を守るために適切な配慮を行うものとする。

(告発の方法)

第7条 告発は、原則として書面（ファックス及び電子メールを含む。以下同じ。）を受付窓口に提出又は送付して行うものとする。

2 前項の書面は、原則として顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

(1) 研究活動上の不正行為を行ったとする役職員等の氏名又はグループ等の名称

(2) 研究活動上の不正行為の具体的内容

(3) 研究活動上の不正行為の内容を不正とする科学的合理的理由

3 受付窓口は、前号各項の内容の一部または全部に不備があるときは、当該書面の補正を指示することがある。

4 受付窓口は、告発を受付けたときは、速やかに理事会及びコンプライアンス委員会に報告するとともに、告発を受付けた旨を当該告発を行った者（匿名で行った者を除く。以下「告発者」という。）に通知するものとする。

5 受付窓口は、当該告発の対象にこの法人以外の機関（以下「他機関」という。）に所属する者が含まれる又は当該告発の内容がこの法人に該当しない告発を受けた場合であって、当該告発の対象となるものが所属する他機関又は告発の内容について調査すべき他機関に当該告発に係る事案を回付する必要があると担当理事が認める場合は、当該他機関に当該事案を回付するものとする。ただし、告発の内容がこの法人に該当しない場合にあつては、告発者に回付先その他必要な事項を事前に通知し、その同意を得なければならない。

6 第1項及び第2項に定めるもののほか、理事会及びコンプライアンス委員会は、報道により、又は学会、他機関等から研究活動上の不正行為が指摘された場合であつて、第2項の事項が掲示されている場合は、第1項の告発があつたものとみなし、第11条に定める調査を行うことができる。

(告発に関する相談の方法)

第8条 告発に関する相談は受付窓口で書面提出若しくは送付し、又は電話もしくは面談により行うものとする。

2 受付窓口は、前項の相談を受け付けた場合において必要と認めるときは、当該告発に関する相談を行った者（以下「相談者」という。）に対して告発の意思を確認し、又は告発に準じて取り扱うことができるものとする。

(告発処理体制等の周知)

第9条 コンプライアンス委員会は、受付窓口、告発等の方法その他必要な事項をこの法人内及び他機関に周知する。

(守秘義務)

第10条 受付窓口の役職員及び研究活動上の不正行為に係る調査に関係した者は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはいけない。

(予備調査)

第11条 この法人のコンプライアンス委員会は第7条の報告のうち、不正行為の疑いがあるものについては、担当理事に、次の各号に掲げる事項について予備調査を指示し、当該報告を受けた日から概ね30日以内（特別な事情がある場合には60日以内）に、その調査結果の報告を受けるものとする。

- (1) 当該告発がなされた研究活動上の不正行為が行われた可能性
- (2) 第7条第2項第3号の規定により示された科学的合理的理由と当該告発がなされた研究活動上の不正行為との関連性・論理性
- (3) 告発があった研究活動上の不正行為があったと推定される時期から当該告発がされるまでの期間が、第5条第2項により担当理事が定める研究データの保存年限（以下「研究データの保存年限」という。）を経過するか否か

2 前項に定めるもののほか、担当理事は、次の各号に掲げる事項を前項の調査結果の報告と併せてコンプライアンス委員会に報告するものとする。

- (1) 第12条の規定による調査の要否
- (2) 研究活動上の不正行為が行われていない可能性が高いと認められるときは、当該告発が悪意に基づくものである可能性

3 予備調査は、当該告発があった研究活動上の不正行為に係る資料の精査及び関係者のヒアリングにより行うものとする。

(本調査の要否の報告及び通知等)

第12条 コンプライアンス委員会は、前条第1項及び第2項の予備調査の結果等に基づき、当該事案について、さらに本格的な調査（以下「本調査」という。）を行うか否かを速やかに決定し、理由を付してその旨を担当理事、当該事案に係る資金配分機関及び文部科学省に報告する。

2 本調査は、その実施を決定した日から30日以内に開始するものとする。

3 担当理事は、前項により本調査を行う決定の報告があったときは、当該事案に係る調査を行うため、不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置するものとする。

4 担当理事は、第1項による本調査の実施決定を受けた場合は、当該実施決定及びその理由並びに調査委員会委員の所属及び氏名を速やかに、告発者及び被告発者に通知する。

5 担当理事は第1項により本調査を実施しない決定の報告を受けた場合は、当該決定及びその理由を速やかに告発者に通知する。

(不正行為調査委員会)

第13条 調査委員会は、第11条の予備調査の結果において、不正行為の可能性があると判定された事案（以下「調査事案」という。）について、研究活動上の不正行為に関し必要な調査を行って、不正行為の認定等を行うものとする。

2 調査委員会及び調査に関し必要な事項は、担当理事が定める。

3 調査委員会は次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 担当理事が指名するこの法人の役職員 2名

(2) 担当理事が委嘱する外部の有識者 2名

4 委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員のうちから担当理事が指名する。

5 委員会に必要に応じて副委員長を置くことができ、委員のうちから委員長が指名する。

6 調査委員会の委員が告発者又は被告発者と直接の利害関係を有する場合は、当該委員は、当該利害関係を有する研究活動上の不正行為に係る調査に参加することはできない。

7 担当理事は、前項の場合又はやむを得ない事情があると認める場合は、当該委員に代えて、担当理事が指名又は委嘱する者を調査に従事させるものとする。

8 前項の規定により調査に従事することとなる委員の任期は、当該調査が終了するまでの期間とする。

(本調査の実施)

第14条 調査委員会は、次に掲げる調査及び要請を行う。

- (1) 非告発者及びその関係者（以下「調査対象者」という。）からの聴き取り調査
- (2) 関係資料等の閲覧調査
- (3) 指定する実験の追試又は再現の要請
- (4) その他調査することが合理的と判断される事項

2 調査委員会は、前項の調査、要請及び次に掲げる事項を調査対象者及び告発者に通知するものとする。

- (1) 調査委員会委員の氏名・所属
- (2) 異議申し立ての受付期間

3 調査対象者は、調査委員会の調査及び要請に対し、誠実に協力しなければならない。なお、告発された事案について疑惑を晴らそうとする場合には、科学的に適正な方法と手続きに則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

4 調査委員会は、被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、諸証拠等を総合的に判断し、非告発者の自認を唯一の証拠とするのではなく、非告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的に不正行為の事実及び故意性等を判断しなければならない。

5 調査委員会は、必要と認める場合、調査委員会の指導・監督の下に再現実験の機会を非告発者に与えるものとする。

(異議申し立て)

第15条 前条第2項の通知を受けた告発者及び被告発者は、調査委員会委員の構成について異議があるときは、通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に担当理事に対し異議申し立てをすることができる。

2 担当理事は異議申し立てがあった場合は、その内容の妥当性を審査し、その結果により、当該異議申し立てに係る委員を交代させることができる。

3 担当理事は、前項により委員を交代させたときは、告発者及び被告発者に通知するものとする。

(調査に必要な処置等)

第16条 調査委員会委員長は、本調査にあたって他の方法による適切な資料の入手が困難な場合又は関係資料等の隠滅が行われる恐れがある場合には、調査事案に関連する場所の一時閉鎖又は証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。

2 調査委員会委員長は、前項の措置をとる場合には、必要最小限の範囲及び期間に止め、調査対象者が指名する者2人を立ち合わせるものとする。

(研究情報等の保護)

第17条 調査委員会は、調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究情報又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう配慮しなければならない。

2 前項にあつて、調査事案の漏洩があった場合は告発者及び被告発者の了解を得て、調査中であっても調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。

(不正行為の認定)

第18条 調査委員会は、本調査の開始から、原則として150日以内に調査結果をまとめ、不正行為の存在の有無について判定するものとする。その際、不正行為に関する証拠

が提出された場合には、非告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定する。また、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、転変事変等やむを得ない事由又は被告発者の責によらない理由により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

2 前項の判定において、不正行為が存在すると認定したときは、不正行為に関与したものとその関与の度合い並びにその研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割についても認定するものとする。

3 第1項の認定において、不正行為が存在しないと認定したときは、その告発が悪意に基づくものであるか否かについても認定するものとする。

4 第2項の不正行為の認定又は前項の告発が悪意に基づくものであるとの認定をするためには、認定の前に非告発者又は告発者に対して弁明の機会を与え、調査等の公正性を確保しなければならない。

(再発防止策の策定)

第19条 調査委員会は、不正の認定を行った場合には、不正の発生要因の分析と再発防止策の策定を行う。

(調査結果の報告又は通知)

第20条 調査委員会委員長は、第18条第1項から第3項までの認定並びに第19条の再発防止策の策定を終了したときは、直ちにすべての調査結果を、関係資料を添えて担当理事に報告するものとする。

2 担当理事は、前項の調査結果を統括責任者に報告するものとする。

第21条 担当理事は、前条の調査結果の概要を、次に掲げるものに通知するものとする。

- (1) 被告発者
- (2) 被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者
- (3) 告発者

(不服申し立て)

第22条 不正行為と認定された被告発者及び前条のもの又は告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、調査結果の通知を受理した日の翌日から起算して30日以内に、担当理事に対し不服申し立てをすることができる。

2 前項に係らず、その期間内であっても、引き延ばし目的の不服申し立て又は同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできないものとする。

3 不服申し立ての審査は、調査委員会が行うものとする。ただし、不服申し立ての趣旨が、調査委員会の構成等その公正性に関わるものである場合、又は趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査委員会委員長及び担当理事が協議し、調査委員会に代えて、他のものに審査させることができる。

4 調査委員会又は前項ただし書きの調査委員会に代わるものは、不服申し立ての趣旨、合理性等を検討し、再調査を行うか否かを30日以内に決定し、担当理事に報告するものとする。また、再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めることができる。なお、その協力が得られない場合には、再調査を行わず、調査を打ち切ることができるものとする。

5 担当理事は、前項の決定の報告を受けて関係者に通知するものとする。

6 調査委員会は、第4項により再調査が決定された場合、速やかに再調査を実施し、再

調査の実施の決定から原則として60日以内に調査結果を担当理事に報告しなければならない。

7 担当理事は、前項の調査結果を統括責任者に報告するとともに第21条各号の者へ通知するものとする。

(調査結果の公表・通知)

第23条 前条による不服申し立て期間が終了したときをもって調査結果の確定とする。

2 統括責任者は、第20条第2項又は第22条第7項の報告（以下「調査結果の報告」という。）において、研究活動上の不正行為が行われたと認定された旨の報告を受けた場合は、速やかに次の事項を公表するものとする。

- (1) 研究活動上の不正行為に関与した者の所属及び氏名
- (2) 研究活動上の不正行為の内容
- (3) 調査委員会委員の所属及び氏名
- (4) 調査の方法・手順
- (5) その他統括責任者が必要と認める事項

3 調査結果の報告において、対象となる不正行為が、研究発表に係るものである場合（不正行為が行われなかったとの認定があった場合でも、調査事案が既に外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合を含む。）は当該発表学会等の期間又は当該掲載学術誌等の発行機関へ通知する。

4 調査結果の報告において対象となる不正行為が、競争的研究資金の応募又は執行に係るものである場合は当該競争的研究資金配分機関へ通知する。

5 調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われていないと認定された旨の報告を受けた場合は、原則として、調査結果は公表しないものとする。

6 調査結果の報告において、告発が悪意に基づくものであるとの認定があった場合は、その旨を公表するものとする。

(守秘義務)

第24条 調査委員会の委員及び調査に関係する者（以下「調査関係者」という。）は、この規程に基づく調査により知り得た情報を他に漏らしてはいけない。

(関係者の保護)

第25条 担当理事は、告発者及び調査関係者が不正行為告発や情報提供等を理由とする不利益を受けないよう十分な配慮を行うものとする。

第26条 担当理事は、被告発者のプライバシー等の権利を不当に侵害することのないように配慮し、不正行為が存在しないとの認定があった場合は、被告発者の教育研究活動の正常化及び名誉回復の措置を講じるものとする。

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、研究活動について不正行為が生じた場合等に関し必要な事項は、担当理事が別に定める。

(改 廃)

第28条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年2月9日から施行する。